

令和6年度（2024年度）第5回北海道こども施策審議会
こども措置審査部会議事録

日 時 令和6年12月20日（金）15：30～17：30
場 所 北海道第二水産ビル 3G会議室
会 議 一部非公開（北海道情報公開条例第10条の非公開とされる情報が含まれ、公開することが適当でないと認められるため）
出席者 「出席者名簿」のとおり
議 題 （1）北海道一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）について
（2）児童処遇事例の報告について
（3）児童福祉法第33条の15第2項に基づく報告について
（4）その他

議事

（1）議題（1）北海道一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）について
中村部会長） それでは、議題（1）北海道一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）についてです。事務局からの報告をお願いいたします。

加賀（千）係長） 児童相談係の加賀です。よろしくお願ひいたします。仮称ですけども北海道一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例については、前回の部会でもお示しましたとおり、条例制定に向けて進めておりまして、現在庁内の法制文書部門とやりとりしながら進めているところです。11月15日から12月15日の間で道民意見提出手続き、いわゆるパブリックコメントを実施しましたので、その結果についてご報告いたします。

資料は横1枚のものになっております。2名から意見をいただきまして、2名ともインターネットです。申告では、小学生1名、中学生1名、自由記述欄でいただいた内容については、別紙のとおりになっております。意見の概要としましては、「どういうことをして子どもの安全を守っているのか。」「個別の対応についてはどのような対応か。」「施設自体のことをもっと発信してほしい。」「一時保護所に今入れない子どもを一人でも多く保護してほしい。」というような内容でございました。

意見に対する道の考え方については、「子どもの安全を守るのは、一時保護をするだけではなく、関係機関と連携して子どもを見守る体制を構築することが重要と考えています。一時保護を必要とする子どもを保護できるよう、警察や学校等との連携体制や環境整備に努めて参ります。一

時保護所では、子どもの年齢や発達の程度、特性などに応じた個別的な対応に努めているところです。一時保護所への入所期間は事情により様々ですが、保護所の日課や今後の見通し等、丁寧な説明に努めます。子どもや保護者が相談しやすいよう、児童相談所を含めた相談先の積極的な発信に努めます。」というようなことで考えております。

今回いただいた意見については、条例に直接反映させるものではないですけれども、現在一時保護所においても議論を行っています「一時保護所に関するガイドライン」ですとか、色々なマニュアルを定めていく中でこのご意見を参考にしながらですね、進めていきたいと思っております。

続いてですね、以前お示しをしておりました条例素案からの変更点等についてお伝えをいたします。まず、前回もお伝えしていた道の独自基準の自然災害に関する項目ですけれども、資料は素案の4ページ目、条項で言いますと「5」になりますけれども、条例案のところで道独自基準ということで記載をしております。こういった文言を予定しております。

続いてですね、今年の4月に施行された国の基準府令が、今年の11月に改正となったことを踏まえたものになりますけれども、10ページ、条項18職員のですね、真ん中あたりにですね、栄養士という記載が2箇所ほどございまして、栄養士法が改正となってですね、管理栄養士の受験資格として栄養士免許の取得が不要となりましたので、その関係で「栄養士」の記載を「栄養士又は管理栄養士」という表記にする予定でございます。

それからもう一つが、21ページ、附則3になりますけれども、「一時保護施設は、令和8年3月31日まで、これによらないことができる。」という記載について、同じく国の府令改正を踏まえまして、令和11年3月31日まで延長する旨とすることを検討しております。以上になります。

中村部会長) ありがとうございました。ご出席の委員のみなさまからご意見等ございますか。何点か国の変更によって、変更があるということです。それから、貴重な小学生お一人、中学生お一人からご意見があつて、案の修正はしないということですが、小学生・中学生には直接的には返らないと思うのですが、示し方ってありますか？

加賀(千)係長) ホームページですね、案について公表はいたしますけれども、今日お配りした資料とはまた別の形の資料にはなるのですけれども、直接この意見をくださった方には伝わるかは分からないのですけれども、公表はする予定となっております。

中村部会長) そのパブリックコメントの内容も公表されるのですよね？

加賀(千)係長) はい。

中村部会長) 見るチャンスがあれば、「私のことが取り扱われた。」ということを知る

可能性はある、チャンスはあるということですね？

加賀（千）係長 そうです。

中村部会長 分かりました。よろしいでしょうか。それでは、議題1については以上のとおりです。

（2）議題（2）児童処遇事例の報告について

担当児童相談所から報告。全て承認される。

（3）議題（3）児童福祉法第33条の15第2項に基づく報告について

事務局から報告。全て承認される。

（4）議題（4）その他

事務局から報告。

以上